

## (別紙) 実施事業(予定)の素案

### 1 30 km圏外の市民に対する高速道路料金助成事業

#### (1) 対象者

平成23年3月11日時点で南相馬市に住民登録し、ネクスコ東日本による高速道路利用料金の無料措置の対象となっていない者で、制度開始時点で南相馬市内に住民登録がある者。約6,300人。

(小高区の全域、原町区の全域、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内、鹿島区烏崎、鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂及び鹿島区寺内以外に住民登録があった者。ただし、居住地が旧特定避難勧奨地点の者を除く。)

#### (2) 助成金額

登録する市民1人あたり2年間で10万円を上限とする。

(基準額：5万円/年)

#### 基準額：5万円/年とした根拠

平成24年度～平成29年度までの6年間の30 km圏内の無料措置額  
(ネクスコ東日本への聴き取りによる)

軽自動車、普通自動車：440億円 73億3,300万円/年 ...

30 km圏内の無料措置対象者(ふるさと帰還通行カード対象者)

14万7千人 ...

一人当たりの年間利用額 = / 49,884円  
50,000円

#### (3) 助成要件

次の要件をすべて満たすこと。

対象車両については、自家用で使用する自動車とする。

事業用自動車(バス、トラック等)は除く。

高速道路通行料金の支払いについては、自己のETCカードを用いて精算すること。

#### (4) 助成方法

ETC利用明細書による償還払いとする。

(請求行為に係る利用者の負担軽減策を検討中。)

(5) 事業費総額(見込み) 6億3千万円+事務費

#### (6) 助成期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの2年間。

### 2 その他(コミュニティ活性化に関する事業等)

今後、市議会、鹿島区行政区長会、鹿島区地域協議会等から意見を聴取し、基金の残額を財源として新たなコミュニティ活性化に関する事業等を検討する予定。